

労働者派遣に当たっての情報取扱注意事項

(基本事項)

第 1 この契約に基づき自己の雇用する労働者を公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）に派遣する者（以下「乙」という。）は、情報保護の重要性を認識し、当該契約による事務を処理するための情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 2 乙は、この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）に関して知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(派遣労働者の教育)

第 3 乙は、本件業務に従事する乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）に対し、当該業務に関して知り得た情報を、派遣期間中はもちろんのこと派遣終了後においても正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならないことを周知するなど、情報の保護に関し必要な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報（名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う業務である場合、派遣労働者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

(報告等)

第 4 乙は、この契約に違反したことにより事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。